

注 意 事 項

1. 当該行為に着手する日の 30 日前までに都市計画課へ提出してください。

2. 届出手続等を代理人が行う場合は、委任状を添付してください。

3. 届出書には、次の図面を添付してください。

(1) 土地の区画形質の変更の場合

イ 位置図 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面

ロ 設計図 設計図（造成計画平面図・断面図、擁壁構造図等）

(2) 建築物の建築、工作物（建築物以外の工作物（擁壁、かき又はさく等を含む）をいう。以下同じ。）の建設又はこれらの用途の変更の場合

イ 位置図 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面

ロ 配置図 敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面

ハ 立面図及び平面図 二面以上の建築物又は工作物の立面図及び各階の平面図（建築物である場合に限る。）

ニ 構造図 擁壁、かき又はさく等の構造図

ホ 求積図 当該行為を行う土地の求積図及び建築物の求積図

(3) 建築物又は工作物の形態又は意匠の変更の場合

イ 位置図 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面

ロ 配置図 敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面

ハ 構造図 擁壁、かき又はさく等の構造図

ニ 立面図 二面以上の立面図

4. その他参考となるべき事項を記載した図面

※ 縮尺については、図面等で確認できる程度のものとする。

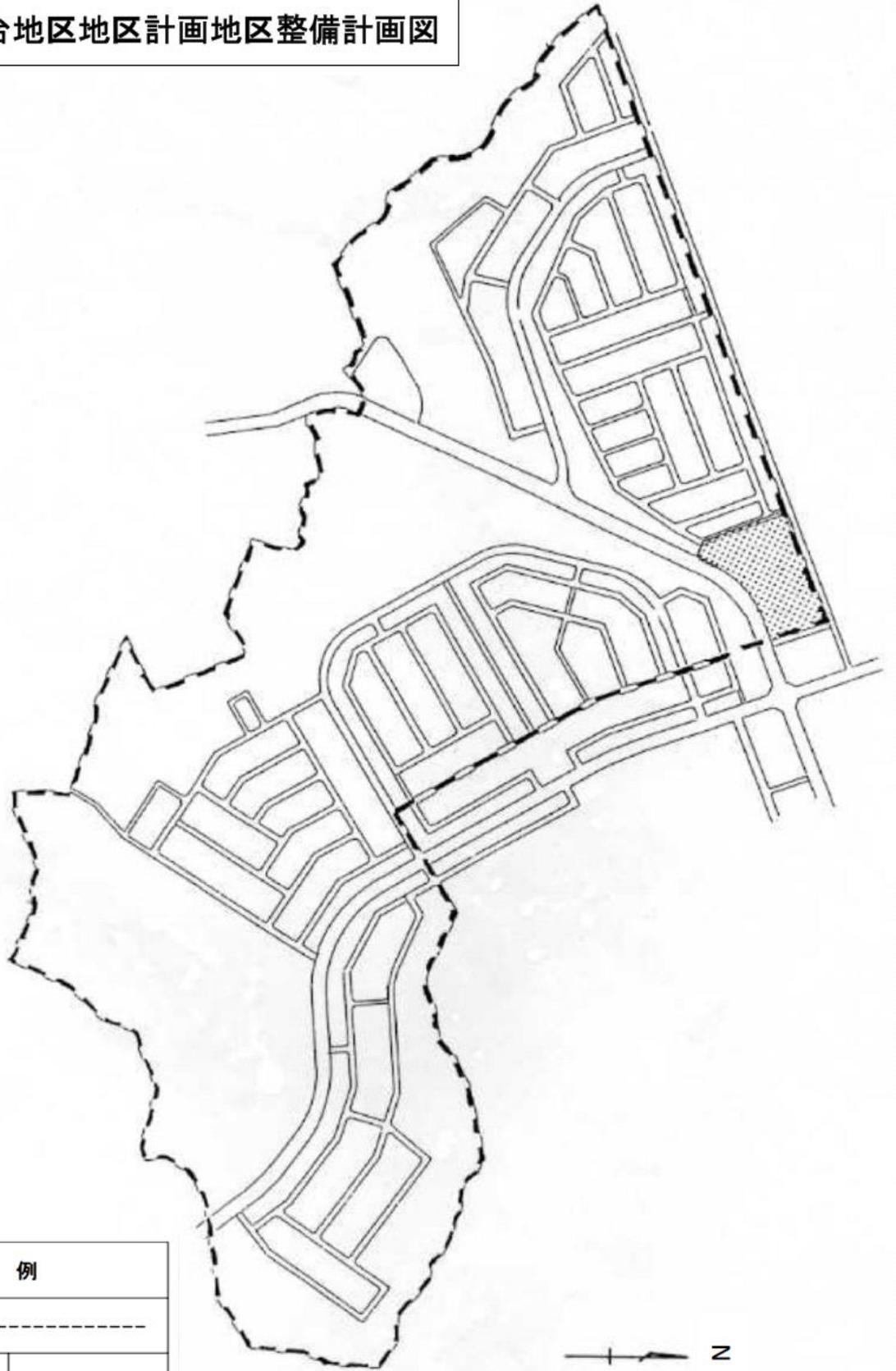
飯能永田台地区地区計画

名 称		飯能永田台地区地区計画	
位 置		飯能市永田台の一部	
面 積		約 4 6 h a	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、西武池袋線飯能駅から北西へ3.5キロメートルに位置し、健全な住宅市街地の開発を図り、良好な住宅地の供給を図るため道路、公園等の公共施設及び住宅地の整備がなされる地区である。</p> <p>このため、地区計画の策定により、建築物等の規制、誘導を積極的に推進し、良好な居住環境の形成、保持を図るとともにさらに緑豊かな文教都市にふさわしい街づくりを目標とする。</p>	
	土地利用の方針	<p>本地区は、良好な住宅市街地の形成を図るために、公共公益施設用地の他は低層住宅用地として土地利用を図る。</p>	
	地区施設の整備の方針	<p>地区内幹線道路は良好な町並を形成するために並木道とし、公共施設等を連結する区画道路は安全な歩行者空間を確保するために歩行者優先道路とする。</p> <p>また、公園、集会場等を配置し、地区のコミュニティの形成を図る。</p>	
	建築物等の整備の方針	<p>1 低層住宅用地を保全するため、建築物の用途の制限、敷地面積の最低限度、壁面後退及び高さの制限を行う。</p> <p>2 緑豊かな文教都市にふさわしく、生垣、敷地緑化を図るとともに、かき又はさくの高さ制限を行う。又、広告物の表示制限を行う。</p>	
地区整備に関する事項	地区の細区分	戸建専用住宅街区 A 地 区	その他の地区 C 地 区
	地区の細区分の面積	約 4 5 . 1 ha	約 0 . 9 ha
	建築物の用途の制限	<p>次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>1 住宅（長屋、共同住宅を除く）</p> <p>2 住宅で店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち建築基準法施行令第130条の3第2号（食料品店舗、食堂を除く）第5号及び第6号で定めるもの</p> <p>3 診療所</p> <p>4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要なもの</p> <p>5 1 から4 に付属する建築物</p>	<p>次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>1 集会所</p> <p>2 その他公益上必要なもの</p> <p>3 1 から2 に付属する建築物</p>
	建築物の敷地面積の最低限度	1 5 0 m ²	
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面、又は建築物に付属する高さ2mを超える門の面から道路、公園、緑地及び隣地境界までの距離は1m以上とする。（ただし、出窓は除く）</p>	<p>建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面、又は建築物に付属する高さ2mを超える門の面から道路、公園、緑地及び隣地境界までの距離は1m以上とする。</p>
	建築物等の高さの最高限度	—	1 0 m
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>屋外広告物の表示面積（2個以上あるときは、その合計面積とする。）は1m²以下とする。</p>	<p>屋外広告物は埼玉県屋外広告物条例施行規則別表第1の禁止地域に定めている基準に準ずる。</p>
	かき又はさくの構造の制限	<p>道路境界及び隣地境界側に設けるかき又はさくの構造は次の各号のうち一とする。</p> <p>(1) 生垣</p> <p>(2) 鉄柵、金網等の透視可能なフェンスで宅地地盤面からの高さは、1.2m以下とし敷地境界側には緑化をする。</p>	<p>道路境界及び隣地境界側に設けるかき又はさくの構造は次の各号のうち一とする。</p> <p>(1) 生垣</p> <p>(2) 鉄柵、金網等の透視可能なフェンスで宅地地盤面からの高さは、1.2m以下とし敷地境界側には緑化をする。</p> <p>(3) 高さ0.6m以下の基礎部分の上に透視可能なフェンスを施したもので（高さが1.5mを超えないものに限る）敷地境界側には緑化をする。</p>
備 考			

「区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由 計画的な開発により、住宅地としての良好な環境の街区を形成し、これを保全するため。

飯能永田台地区地区計画地区整備計画図



凡 例	
対象区域	-----
地区の	 A 地区
細区分	 C 地区